

平成30年度版

小規模簡易専用水道のてびき

白井市市民環境経済部 環境課

〒270-1492

白井市復1123番地

電話：047-492-1111

FAX：047-492-1111

目 次

I はじめに	2
II 小規模水道とは	2
III 小規模簡易専用水道の設置者のすること	3
IV 汚染事故等の緊急時の措置	5

I はじめに

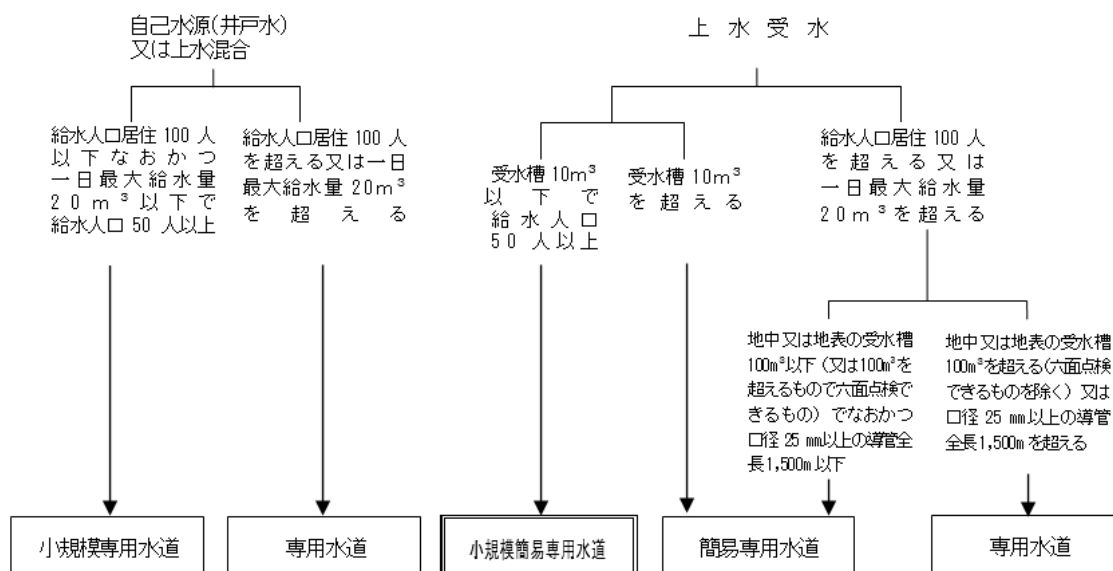
一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が掲げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給を行っています。

しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から「白井市小規模水道条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

II 小規模水道とは

50人以上の者に飲用の水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「小規模簡易専用水道」といい、その他のものを「小規模専用水道」といいます。

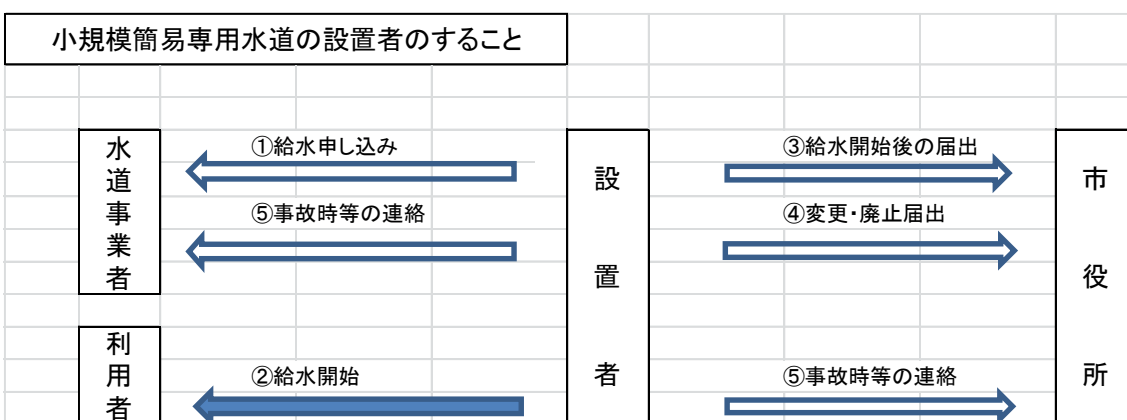


なお、「50人以上の者に飲用の水を供給」とは、設置者が特別な関係（家主、管理者、経営者等）に基づき50人以上の居住者、滞在者に飲用の水を供給することをいいます。

＜条例の適用を受ける小規模水道の給水人口の例示＞

- (1) 共同住宅、宅造地等における居住人口
- (2) 学校、幼稚園、保育所等における職員数及び学童・園児数
- (3) 病院、診療所等における職員及び病床数
- (4) 旅館、ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数
- (5) ゴルフ場、遊園施設等における従業者数及び利用定員数
- (6) その他事業所における従業者数及び勤務者数

Ⅲ 小規模簡易専用水道の設置者のすること



1 市への届出

(1) 給水開始の届出

小規模簡易専用水道を設置し、給水を開始したときは、「小規模簡易専用水道設置届」に「小規模簡易専用水道概要書」を添付し、市に届け出てください。

(2) 変更する場合

設置者が変更になった場合や受水槽の規模拡大等があった場合は「小規模簡易専用水道変更届」による届出が必要です。

(3) 既設の場合

給水開始の届出をしていない施設や、既存の施設が給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で、小規模簡易専用水道に該当するようになった場合は「小規模簡易専用水道届出書」による届出が必要です。

(4) 廃止する場合

給水人数の減少、施設規模の拡大・縮小又は消滅等により小規模簡易専用水道でなくなった場合は「小規模簡易専用水道廃止届」による届出が必要です。

2 維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

(1) 管理体制の整備

管理にあたっては、管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の清掃や、日常の定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

(2) 残留塩素の保持

原水はすでに消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。条例では残留塩素の測定はとくに義務づけられていませんが、随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/ℓ以上保持するようにしなければなりません。

(3) 施設管理

(ア) 水槽及びその周辺の定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときはすみやかに補修等の改善してください。点検項目等は別紙「水道施設点検表」を参考にしてください。

(イ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の外観検査に注意し、異常を感じたときはすみやかに水質検査を行ってください。

(5) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ消防機関へ連絡してください。

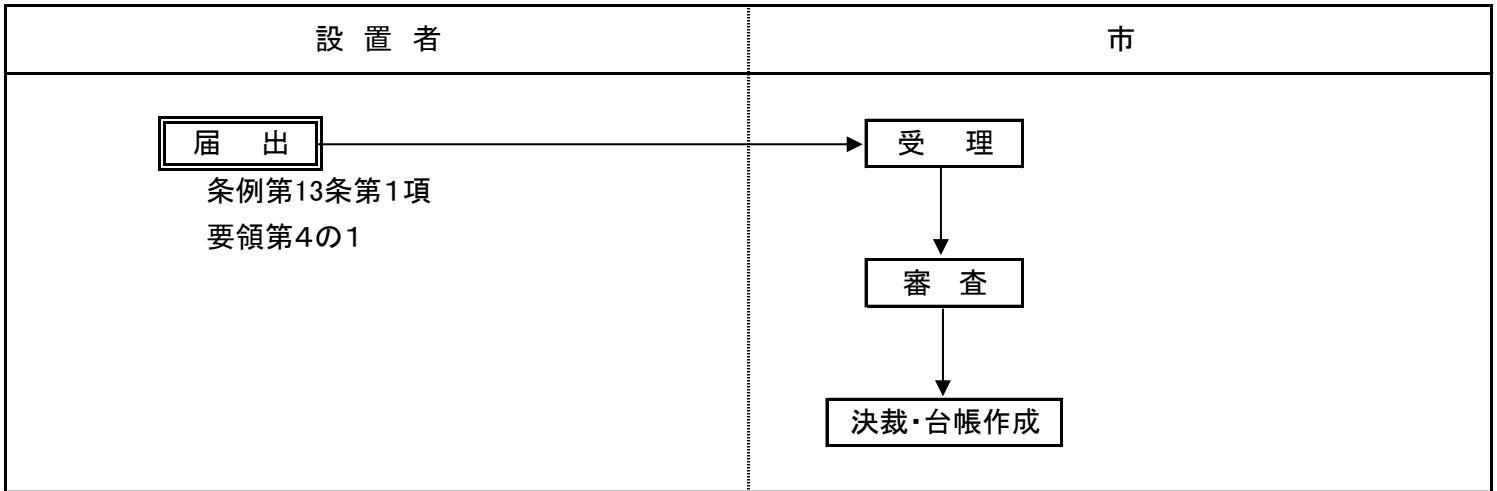
IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、すみやかに次のような措置をとってください。

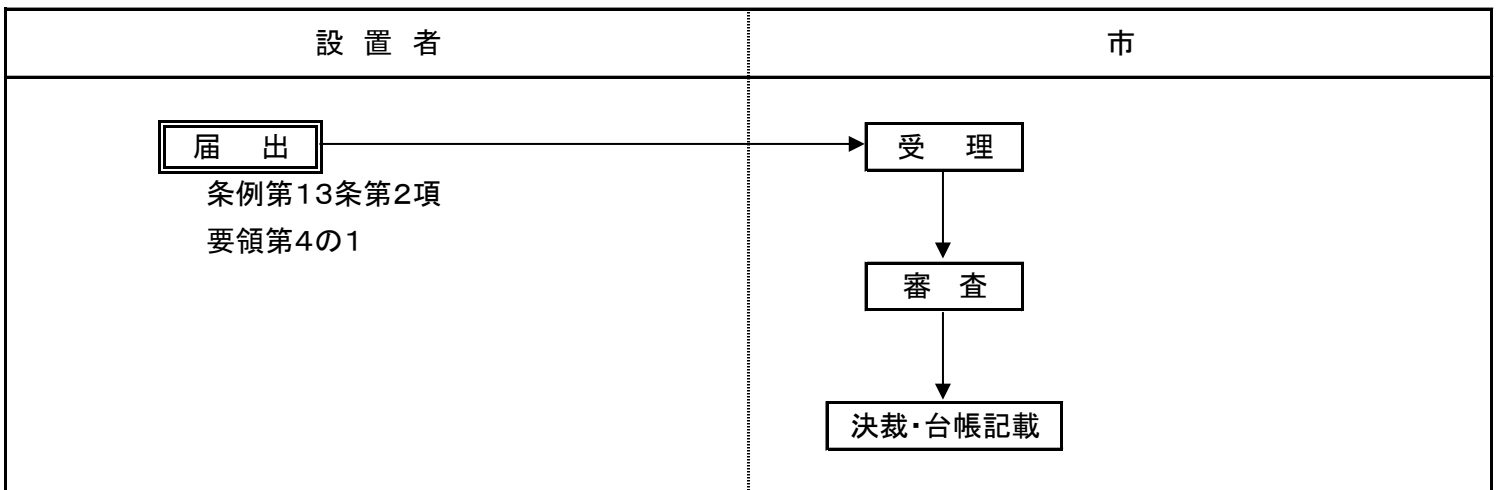
- (1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市へ連絡し指示に従ってください。
- (2) 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、市の指導に従ってください。

白井市小規模水道条例

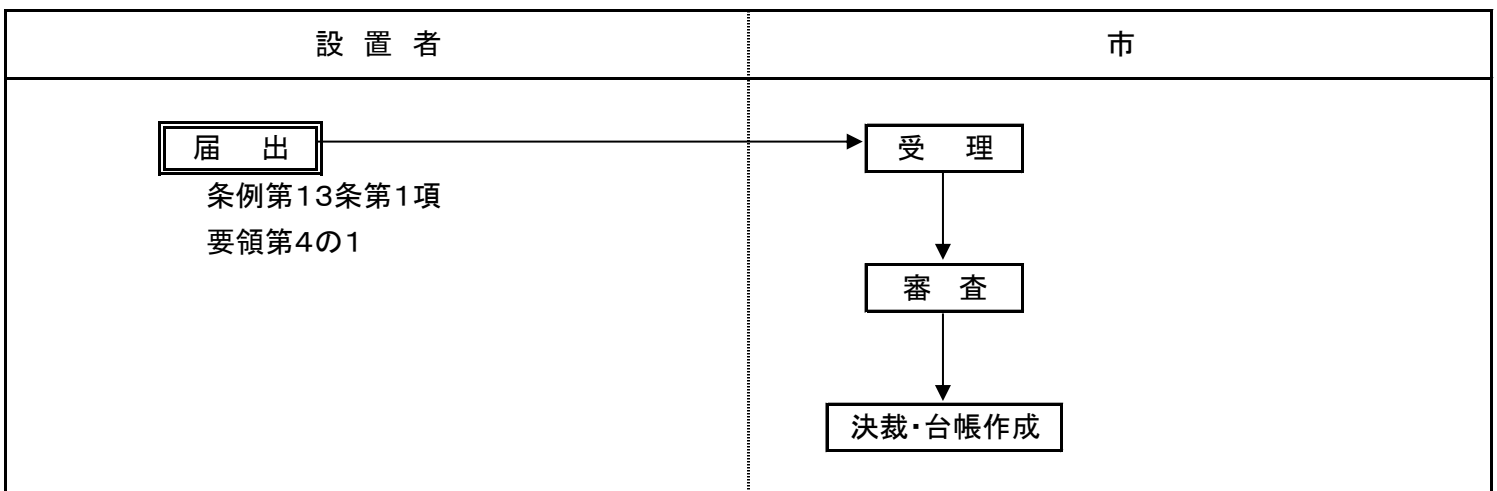
小規模簡易専用水道給水開始届



小規模簡易専用水道変更届



小規模簡易専用水道届



小規模簡易専用水道廃止届

